

業務指示書（小規模）

パキスタン国省エネルギー制度構築促進【有償勘定技術支援】

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年4月2日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 馬渡 園子 Mawatari.Sonoko@jica.go.jp

質問に対する回答： 2014年4月7日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

1 共同企業体の結成の可否

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

() 業務主任者（総括）については補強を認めません。

(○) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：省エネルギー制度の立案に係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/省エネルギー政策）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：省エネルギー施策の立案に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（パキスタン及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者1】

業務従事者は想定していません。

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年4月11日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
安全管理に係る経費

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(MMK1 = 0.105 円 , US\$1 = 102.200 円 , EUR1 = 139.84 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/省エネルギー政策

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

3.08 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年5月2日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
パキスタン国省エネルギー制度構築促進【有償勘定技術支援】

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(50.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/省エネルギー政策	(50.00)	()
ア) 類似業務の経験	20.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	5.00	
ウ) 語学力	8.00	
エ) 業務主任者等としての経験	10.00	
オ) その他学位、資格等	7.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

パキスタンでは人口増加等に伴って電力需要が年々増加しており、供給が需要に追いついていない。電力需給ギャップは夏場ピーク時で最大約 6,000MW となっており、需要の 3 分の 1 以上が不足している状態である。このため、1 日平均 10 時間程度の計画停電を余儀なくされており、社会・経済活動に多大な影響を及ぼしている。

このような状況に鑑み、パキスタン政府は昨年 9 月に National Power Policy 2013 を発表し、電力セクター改革に取り組んでおり、電力供給能力の増強に努めると共に、需要家側における効率的なエネルギー利用を促すとしている。この一環として、同国政府は需要家側のエネルギー利用効率化を促すため、省エネルギー法の策定作業を進めている。

今後、省エネルギー法の導入に伴う諸施策の実施が必要な状況となっているが、この分野は同国にとって経験が浅く、検討が遅延している。特に、省エネルギーに係る代表的な取り組みである最低エネルギー消費効率基準（以下「MEPS」という）とラベリング制度については、電力セクター改革にも組み込まれており、早期の導入が必要となっている。

JICA は電力セクター改革を支援するため、世銀及び ADB と共にセクタープログラムローンを案件形成中である。加えて、改革項目の実施を促進するための技術支援も検討しており、MEPS 及びラベリング制度策定については、当該分野に知見を有する日本による支援を行う方向で調整が図られている。

以上の背景より、本業務は、パキスタンにおいて電力セクター改革を円滑且つ確実に実施し、省エネルギー制度を導入・定着させるため、改革項目の一つとなっている MEPS 及びラベリング対象製品選定基準等の作成並びに制定を支援するものである。

2. 業務の目的

パキスタンの省エネルギーに対する取り組みの現状を分析した上で、最低 3 つの家電製品又は技術に係る MEPS 及びラベリング対象製品選定基準等の作成並びに制定を支援する。

3. 業務対象地域

本業務はパキスタン イスラマバード、パンジャブ州（ラホール等）、シンド州（カラチ等）を対象地域とする。

4. 主な相手国業務対象機関

本業務の C/P は ENERCON（National Energy Conservation Center）とする。その他の関連機関としては、水利電力省（Ministry of Water and Power）等のパキスタン側関連組織、国際援助機関（世界銀行、アジア開発銀行等）、民間企業等を想定している。

5. 業務の範囲

コンサルタントは、「2. 業務の目的」を達成するために、「6. 業務実施上の留意事項」を踏まえつつ、「8. 業務の内容」に示す業務を行い、「9. 成果品等」に示す報告書等を作成する。

6. 業務実施上の留意事項

(1) 本業務の位置づけ

本業務は、パキスタン政府が取り組んでいる電力セクター改革の実施を支援するために行うものである。支援対象とする改革項目は「3つの家電製品又は技術に係る MEPS 及びラベリング対象商品選定に係る評価基準がパキスタン国内で承認される」となっており、2014年12月31日に達成期日が設定されている。

(2) 対象とする省エネルギーの範囲

本業務は省エネルギーの中でも需要側の産業、民生（業務、家庭）を対象とする。

(3) 実施機関への技術支援

本業務の C/P である ENERCON は、MEPS 及びラベリング対象商品選定基準等の作成に係る経験が殆ど無いため、本業務では ENERCON の能力開発を行いつつ、ENERCON の MEPS 及びラベリング対象商品選定基準等作成に係る支援を行う。

(4) ドナーとの密なコミュニケーション

今般の電力セクター改革については世銀及び ADB と共同で支援しているため、本業務の進捗については世銀及び ADB と密に共有する。

(5) 他国における事例を基にした支援

南アジア地域における最低1カ国以上の国及び日本における MEPS 及びラベリング対象商品選定基準を含む省エネルギー関連政策及び法制度等の情報収集及び分析を行い、これを参考にパキスタンにおける最適案の作成を支援する。

(6) 省エネルギー分野における今後の協力事業の検討

電力セクター改革の推進にあたって省エネルギー分野において日本の技術優位性を生かした更なる協力の可能性について検討し、機構に提案を行う。提案時期についてはインテリムレポート作成時を想定しているが、可能な限り早期が望ましい。

(7) 作業の効率化

「パキスタン国電力セクター基礎情報収集・確認調査」（2010年度）、「パキスタン国電力セクターインフラ整備にかかる情報収集・確認調査」（2013年度）、「パキスタン国電力セクター改革にかかる情報収集・確認調査」（2013年度）、他ドナーによる既存の調査報告書等を十分に活用し、業務の効率化を図る。また、2014年度より実施予定である「パキスタン・イスラム共和国産業セクターにおけるエネルギー管理プロジェクト」とも情報の共有を図る。

7. 業務の流れ

業務を実施するにあたり、業務の枠組みを以下に示す。ただし、ここに示す業務の流れは目処であり、プロポーザルにおいて効果的に業務を実施するために必要な業務方法・手順などを具体的に提案すること。

(1) 国内準備作業 (5月中旬)

- 1) 関連資料の収集・検討・分析を行う。
- 2) 業務全体の方針、業務方法、作業工程、要員計画、ファイナルレポート目次の検討を行う。
- 3) 関連機関への質問票を作成する。
- 4) 上記作業を踏まえて、インセプションレポートを作成し、機構に説明する。

(2) 第1次現地業務 (5月下旬~6月中旬)

- 1) インセプションレポートをパキスタン政府に説明の上、パキスタンの省エネルギー政策、法制度、組織体制、MEPS 及びラベリング対象機器の製造販売状況、基準選定、性能試験期間及び試験設備等の状況を確認する。
- 2) 上記(2)1)の結果を ENERCON に報告し、MEPS 及びラベリング対象製品選定基準等につき協議を行う。
- 3) 省エネルギー分野における今後の協力事業(案)の検討を行う。

(3) 第1次国内作業 (6月下旬~7月上旬)

- 1) 第1次現地業務結果を踏まえ、インテリムレポートを作成し、機構に提出する。その際、省エネルギー分野に対する今後の協力事業(案)の検討結果をレポートに含める。
- 2) 第1次現地業務の結果及びインテリムレポートをもとに、機構と第2次現地業務の内容、工程について協議し、第2次現地業務に反映する。

(4) 第2次現地業務 (7月中旬~7月下旬)

- 1) インテリムレポートに基づき、第1次現地業務の補足調査及び協議を行う。
- 2) 第1次現地業務において検討された今後の協力事業(案)をパキスタン政府に説明した上で、要請書の作成及びパキスタン内承認手続きを支援する。

(5) 第3次国内作業 (8月上旬~9月上旬)

- 1) 第2次現地業務結果を踏まえ、プログレスレポートを作成し、機構に提出する。
- 2) 第2次現地業務結果をもとに、機構と第3次現地業務の内容、工程について協議し、第3次現地業務に反映する。

(6) 第3次現地業務 (9月中旬~9月下旬)

- 1) プログレスレポートに基づき、第2次現地業務の補足調査を行う。
- 2) 第3次現地業務結果をもとに、ENERCON と MEPS 及びラベリング対象製品選定基準等につき協議を行い、最終案を確定させる。
- 3) MEPS 及びラベリング対象製品選定基準等の策定・制定に係るパキスタン内の進捗を確認し、策定段階における技術的な課題解決を支援する。

(7) 第4次国内作業 (10月上旬~11月下旬)

- 1) 第3次現地業務結果を踏まえ、「8. 業務の内容」に記す事項を網羅したドラフトファイナルレポートを作成し、機構に提出する。
- 2) 第3次現地業務の結果及びドラフトファイナルレポートをもとに、機構と第4次現地業務の

内容、工程について協議し、第4次現地業務に反映する。

(8) 第4次現地業務（12月上旬~12月中旬）

- 1) ドラフトファイナルレポートの内容につきパキスタン政府に説明を行う。
- 2) パキスタンにおける MEPS 及びラベリング対象製品選定基準等の策定・制定に係る最終プロセスにおいて、技術的な課題解決を支援する。

(9) 国内後整理作業（1月上旬~1月下旬）

- 1) 第4次現地業務結果を踏まえ、「8. 業務の内容」に記す事項を網羅したファイナルレポートを作成し、機構に提出・報告する。

8. 業務の内容

以下に示す業務の内容について、効果的に業務を実施するために必要な業務方法・手順等を国内準備作業・各現地業務及び国内作業毎に具体的にプロポーザルで提案すること。

(1) 省エネルギー普及促進に関する情報の収集

- 1) パキスタンにおける社会経済状況、電力政策、エネルギー需給状況（既存資料のレビュー）。
- 2) パキスタン及び他国における省エネルギーに係る政策、法制度、組織体制。
パキスタン及び南アジア地域における最低1カ国以上の国並びに日本における省エネルギーに関連する既存の国家政策、関連法等の省エネルギー促進政策及び法制度並びに組織体制等を調査・整理する。組織体制については、省エネ普及促進関連機関それぞれの実施能力及び責任分担等についても調査・整理する。
- 3) エネルギー消費量
産業、商業、民政分野など、消費者の主なエネルギー消費パターンの目的及び各機器の調査・整理を行う。
- 4) エネルギー最終消費者における省エネルギー取り組み状況
高効率機器の種類や機種など、市場における生産高、販売実績、普及状況、輸出入量等について調査・整理を行う。ヒアリング及び市場調査を中心とするが、必要と思われる際は現地再委託によるアンケート調査を提案しても構わない。
- 5) 省エネルギー意識調査
消費者（産業・民生・商業）、メーカー、輸入業者、小売店等を対象に、省エネルギー意識について調査・整理を行う。ヒアリングを中心とするが、必要と思われる際は現地再委託によるアンケート調査を提案しても構わない。
- 6) 過去に実施された関連プロジェクトの実施状況
他ドナー及びパキスタンにより実施中及び実施済の省エネルギーに係る関連プロジェクトの内容及び成果を調査・整理する。

(2) MEPS 作成に係る支援

- 1) エネルギー消費の多い最低3つの電化製品又は技術に関し、MEPS 作成に係る支援を行う。少なくとも以下の項目につき数値設定及び分析手法等をパキスタン政府に説明の上、

最適な MEPS 案を提案し、内容につき協議を行う。

イ) MEPS を適用する機器名及び適用開始時期

ロ) MEPS の数値

ハ) MEPS に達しない機器に対する処置

ニ) 性能の表示方法

ホ) 性能を測定する設備・基準

ヘ) 違反者に対する罰則

ト) 所管官庁と関連官庁の責任分担

チ) MEPS を適用する処置

2) MEPS に適合しない家電製品及び技術の使用を段階的に削減するロードマップの作成を支援する。

3) 上記 1) 及び 2) により、MEPS が導入された場合における省エネルギー効果の評価手法に係る技術移転を行う。

(3) ラベリング対象製品の選定基準作成に係る支援

省エネルギーにかかるラベリング対象製品の選定基準設定手法につきパキスタン政府に説明の上、基準案を提案し、内容につき協議を行う。対象製品についてはエネルギー消費の多い製品及び同国全体において普及率の高い製品等の観点より行うこと。

(4) パキスタン国内の MEPS 及びラベリング対象製品選定基準等の策定並びに制定に係る支援
上記 (2) 及び (3) にて作成された案に基づくパキスタン国内の MEPS 及びラベリング対象製品選定基準等の策定並びに制定に関する技術的な課題解決を支援する。

(5) 機構による今後の支援可能性にかかる情報整理

1) 上記 (1) ~ (4) を踏まえ、電力セクター改革の推進にあたり省エネルギー分野において更なる投入が必要と思われる事項を特定し、支援内容を提案する。技術協力又は無償資金協力を念頭に置き、プロジェクト概要をインテリムレポートに記載する。

2) 上記 1) の提案案件に係る要請書の作成及びパキスタン国内承認手続きを支援する。

9. 成果品等

(1) 業務報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

1) インセプションレポート

記載事項：業務の背景、業務の目的、業務の実施方針、業務の内容と実施方法、作業計画、業務従事者の構成と各従事者の担当作業及び作業期間、最終報告書目次案

部数：英文 5 部

提出時期：2014 年 5 月中旬

2) インテリムレポート

記載事項：第 1 次現地業務までの全ての業務結果、第 2 次現地業務以降の業務方針、今後の

協力事業に関する検討結果

部数 : 英文 5 部、電子ファイル

提出時期 : 2014 年 6 月下旬

3) プログレスレポート

記載事項 : 第 2 次現地業務までの全ての業務結果、第 3 次現地業務以降の業務方針

部数 : 英文 5 部

提出時期 : 2014 年 8 月下旬

4) ドラフトファイナルレポート

記載事項 : 第 3 次現地業務までの全ての業務結果、第 4 次現地業務の業務方針

部数 : 和文 5 部、英文 5 部、電子ファイル

提出時期 : 2014 年 10 月中旬

5) ファイナルレポート

記載事項 : 機構のコメントを踏まえた第 4 次現地業務までの全ての業務結果

部数 : 和文 5 部、英文 5 部、電子ファイル (CD-ROM 2 部)

提出時期 : 2015 年 1 月中旬

(2) 報告書の作成・印刷仕様

ファイナルレポート以外の報告書の仕様は、A4 版、タイプ打、両面コピー、章毎改頁の編集及び簡易製本とする。ファイナルレポートの仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づき作成するものとする。(当ガイドラインは機構ホームページ調達情報 関連規程・ガイドライン等参照のこと。)

(3) 収集資料

本業務を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、機構様式による収集資料リストを付した上で業務終了後、機構に提出する。

(4) その他提出物

ア 議事録等

パキスタン政府との各業務報告書説明・協議にかかる議事録 (M/M) を作成し、機構に速やかに提出する。また、機構及び業務従事者が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、終了後 3 日程度のうちに機構に提出すること。機構パキスタン事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、5 日前までに配布資料 (各報告書の和文要約を含む) を機構に提出すること。

イ 業務報告書

機構の規定により、業務日誌を添付した月例の業務報告を翌月 15 日までに機構に提出する。

ウ 先方政府への提出書類

パキスタン政府への提出文書は、その写しを機構 (現地業務の場合は機構パキスタン事務所長も含む) に速やかに提出する。

エ その他

上記の提出物のほかに、機構が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

(5) 報告書作成にあたっての留意事項

- 1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、英文等の外国語については当該分野の専門性を有するネイティブ・スピーカーによるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。
- 2) 報告書が特に分冊方式になる場合には、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施すこと。
- 3) パキスタン政府との説明・協議にかかる議事録は、報告書に添付する。その他、機構が必要と求めたものについても添付する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

業務は2014年5月中旬より開始し、2015年1月下旬の終了を目途とする。2014年1月中旬までにファイナルレポートを作成、提出する。

年度	2014								
月	5	6	7	8	9	10	11	12	1
現地作業		■		■		■		■	
国内作業	□	□	□	□	□	□	□	□	□
報告書	▲ IC/R	▲ IT/R		▲ PR/R		▲ DF/R			▲ F/R

IC/R: Inception Report, IT/R: Interim Report, PR/R: Progress Report, DF/R: Draft Final Report, F/R: Final Report

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

業務量の目途は5.2M/Mとするが、効率的、かつ効果的な実施方法をプロポーザルにおいて提案すること。

(2) 業務従事者の構成

本業務には、下記の分野を担当する団員の参加を想定している。なお、分野の変更・追加または統合・分離を提案する場合はプロポーザルに理由を明記すること。また、以下に記載の格付けは目安であり、これと異なる格付けを提案することを認める。ただし、目安を超える格付けの提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 総括/省エネルギー政策 (2号)
- ② 最低エネルギー消費効率基準/ラベリング制度

3. 相手国の便宜供与

本業務は機構の責任において実施するものであることから、パキスタン側から特別な便宜供与を得られるものではない。ただし、本業務実施にあたり、機構南アジア部から主な業務対象機関へ業務内容・実施スケジュールを通知し、業務協力を依頼するとともに、機構パキスタン事務所が関係諸機関との初回のアポイントメントの取付けを行い、円滑な業務実施のための支援を行うものとする。

4. 参考資料

- (1) 国際協力機構「パキスタン国 電力セクター基礎情報収集・確認調査 ファイナルレポート」(2010年10月)(貸与資料)(連絡先:南アジア部南アジア第二課 鳥海 (03-5226-8679))
- (2) 国際協力機構「パキスタン・イスラム共和国 JICA 国別分析ペーパー(案)」(電力部分)(貸与資料)
- (3) 国際協力機構「課題別指針(エネルギー分野)」(2013年改訂)(貸与資料)
- (4) 国際協力機構「パキスタン国再生可能エネルギー活用に係る情報収集・確認調査 最終報告書」(2013年1月)(JICA図書館ウェブサイトダウンロード可能)

- (5) 国際協力機構「パキスタン国タール炭田開発支援に向けた情報収集・確認調査 最終報告書」
(2013年3月)(JICA図書館ウェブサイトダウンロード可能)
- (6) 国際協力機構「パキスタン国電力セクターインフラ整備にかかる情報収集・確認調査」(2014年2月)(貸与資料)
- (7) 国際協力機構「パキスタン国電力セクター改革にかかる情報収集・確認調査」(2014年3月)(貸与資料)

5. 現地再委託

現地再委託を可としている以下の項目については、業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施できる。現地再委託による実施が望ましいと判断する場合は、理由を付してプロポーザルにて提案すること。

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札など)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名及び現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

- (1) エネルギー最終消費者における省エネルギー取り組み状況
- (2) 省エネルギー意識調査

6. 安全管理

- (1) パキスタン国内ではしばしばテロ対策として携帯電話サービスが停止することから、有事の安全対策として、コミュニケーションツールを複数確保し、無線LAN接続可能な携帯電話(スマートフォン)に加え、無線インターネット用のデータ通信端末(モバイルルーター、現地にて入手可能)等を用意すること。また、必要経費を見積書に計上すること。
- (2) 現地再委託を行う場合、再委託業者が第三国から調達となった場合においても、緊急事態への対応が適切にとられるよう必要な策を講じた契約を行うこと。
- (3) 現地での調査実施に当たっては在パキスタン国日本大使館(必要に応じて、在カラチ日本領事館)、JICAパキスタン事務所と逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密にとること。また、パキスタン国内での安全対策についてはJICAパキスタン事務所の指示に従うこと。
- (4) 現地作業中における安全管理体制について現地での体制に加えて、日本国内からの支援体制についてもプロポーザルに記載すること。
- (5) 宿舎については機構の安全基準を満たす必要があるため、確保に際してはJICAパキスタン事務所の指示に従い、必要な措置を講じること。
- (6) シンド州内で活動を行う際は、以下の安全対策措置を講じることになっているため、必要経費を見積書に計上すること。なお、本措置にかかる経費は別見積もりとする。

【カラチ市内】

- ア. セキュリティ会社からの武装警護を雇用し、車輦に同乗させる。
- イ. 使用する車輦はすべてランドクルーザータイプのものとする。

【シンド州内（カラチ市内及びハイデラバード市内を除く）】

ア. 移動・活動に当たっては警察の同行が必要。

イ. 使用する車輛はすべてランドクルーザータイプのものとする。

7. 一般管理費等の加算

本業務の対象地域は、治安面で十分安定しているとは言いがたい地域であり、通常とは異なる環境下での特殊な業務が必要とされる。このため、一般管理費等の率について10%を上限として加算できるものとする。（イスラマバード市・アボダバード市を含むパキスタン全土における現地業務及び国内作業全体に係る一般管理費等について加算可とする。）

以 上